

# 經濟論叢

第152卷 第1・2号

---

新技術の影響評価の枠組みについて……………	田尾雅夫	1
ドイツ農業・土地制度史に関する ベルリン国際学会の討議……………	加藤房雄	18
日本の原綿問題とインド省手形……………	張韓模	39
テレコム・エコノミックスにおける 公的規制をめぐって(2)……………	西田達昭	62
アジア経済の国際的重層構造について……………	李東碩	76
ドイツ民主共和国の経済とコンビナート(2)北村喜義		113
<b>書評</b>		
栗田啓子『エンジニア・エコノミスト—— フランス公共経済学の成立』……………	八木紀一郎	146

---

平成5年7・8月

京 都 大 学 經 濟 學 會

## ドイツ農業・土地制度史に関する ベルリン国際学会の討議

——一つの論点整理として——

加 藤 房 雄

### I はじめに

ドイツ「農業・土地制度史」Agrargeschichte に関する国際学会が、1992年4月9日より11日までの三日間、ベルリン郊外の地ゴーゼンにおいて開催された。その共通論題は、「危機脱出の打開策と忌避策。19世紀から20世紀への転換期における東部ドイツ農業の安定化構想と近代化戦略」<sup>1)</sup>であった。ベルリン工科大学歴史学研究所が、同大学のハインツ・ライフ (Heinz Reif) 教授を主宰者として組織したこの学術会議には、旧東西両ドイツの名だたる農業・土地制度史家が顔を揃えたばかりではなく、さらに、カナダ、スウェーデン、ハンガリー、ポーランド、そして日本からの参加者も同席した。この大会は、アグラール・ゲシヒテを対象として開かれた、ドイツ新統一後最初の全ドイツ的な国際学会である。この大会への参加と報告を要請された筆者は、先般、ライフ教授より送られた1993年5月8日付の私信とともに、ブーフシュタイナー

1) 原題は、Wege und Auswege aus der Krise. Stabilisierungskonzepte und Modernisierungsstrategien der ostdeutschen Landwirtschaft an der Wende vom 19. zum 20. Jahrhundertである。なお、本稿の当面の課題と目的は、「ベルリン会議」の内容をできるだけ正確に伝えるという一点に置かれているので、各論者の諸見解に対する批判的なコメントと、わたくし自身が持つ論点の対置とについては、これを全面的には展開せず、註記におけるごく簡単な言及にとどめざるをえなかったことを、あらかじめ断っておきたい。こうした批判的総括の試みとしては、さしあたり、拙稿「旧東独における農業史研究の最新成果とその意義——批判的継承のために——」【土地制度史学】第138号、1993年、所載、で果たされつつある論点整理の試論を参照。

(Ilona Buchsteiner) 氏の手になった学会議事録<sup>2)</sup> を入手した。そこで、本稿においては、おもにこの議事録を基にして、随時、当日のレジメないしは発言内容で補完しながら、当学会での諸報告とこれをめぐり行われた活発な討論の概要を紹介することにより、ここから学ぶべきは学び、かつまた批判すべきは批判して、新たな論点と観点を探りあてる上での一つの準備的な整理を果たしておきたいと思う。

## II 報告の要旨

大会プログラムは、下記のとおりである。

一 第一テーマ 経済全体の展開から見た東部ドイツ農業：構想・経済状況・発展の障壁

司会 Hans-Jürgen Teuteberg (Münster)

1 Hartmut Harnisch (Berlin)

農業国か工業国か。19-20世紀転換期ドイツの経済と社会における農業の意義をめぐる論争。

2 Manfred Jatzlauk (Rostock)

19世紀末の最後の20年間における農民状態のアンケート。

3 i) I. Buchsteiner (Rostock)

ポメルンのグーツヴィルトシャフトにおける土地所有の連続性・変動・喪失、1879—1910年。

ii) 副報告 Scott Eddie (Toronto)

東エルベ・プロイセンの大土地所有。データベース、そして方法論上の諸問題。

4 Klaus Heß (Stuttgart)

東部ドイツ・グーツヴィルトシャフトの経済状態、1879—1914年。

2) ライフ教授の私信によれば、この議事録は、アグラール・ゲシヒテ研究の最も重要な二誌、すなわち、*Zeitschrift für Agrargeschichte und Agrarsoziologie* ならびに *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte* に、長短いづれかの体裁で掲載されるとのことである。

## 5 加藤房雄 (広島)

プロイセン世襲財産問題の社会経済的意義, 1871—1918年。

## 6 Leszek Wiatrowski (Wroclaw)

19世紀末—20世紀初頭期における農業大経営の歴史に関するポーランドの最新研究。

## 二 第二テーマ (a) 農業近代化の諸要因 i

司会 Karl-Heinrich Kaufhold (Göttingen)

## 1 Volker Klemm (Berlin)

東部ドイツの農学とグーツヴィルトシャフトの近代化 (農学の展開と東部ドイツのグーツヴィルトシャフトにおけるその反響)。

## 2 Walter Achilles (Göttingen)

19世紀末以降期東部ドイツにおけるグーツヴィルトシャフト近代化の経営理想像。

## 3 Stephan Merl (Bielefeld)

東部ドイツの農業協同組合組織, 1878—1928年。農業進歩の機構とその限界。

## 4 Włodzimierz Stepinski (Szczecin)

入植運動と農業発展。1914年前プロイセン領ポーランドの農業近代化に果たしたドイツ化政策の諸帰結に関するポーランド側の研究。

## 第二テーマ (b) 農業近代化の諸要因 ii

司会 Eckart Schremmer (Heidelberg)

## 1 Hans-Heinrich Müller (Berlin)

借地人と農場支配人。帝制期の東エルベ農業における農学インテリ層の役割について。

## 2 Klaus Herrmann (Hohenheim)

ドイツ農業協会 (Deutsche Landwirtschafts-Gesellschaft) と東エルベ・グーツヴィルトシャフトの近代化。

## 3 Wolfgang Jacobeit (Berlin)

農業技術振興機関 (Reichskuratorium für Technik in der Landwirtschaft) における東エルベの農民。

4 i) Hans-Joachim Rook (Berlin)

ブランデンブルク農業における機械・電気利用, 1879—1928年。

ii) 副報告 Jürgen Laubner (Halle)

工業と農業のあいだ。オーバー・シュレージエンのマグナーテン農場における技術化。

三 第三テーマ 忌避策・除去対策・方向転換。東部ドイツ農業における反近代主義をめぐる

司会 Hans-Jürgen Puhle (Frankfurt)

1 Wolfram Pyta (Köln)

東エルベの大土地所有への課税とこの大土地所有の租税政策的要求, 1890—1933年。

2 Jens Flemming (Hamburg)

東部ドイツ農場の渡り労働者。東エルベにおける大土地所有者の農村労働者政策について。

3 H. Reif (Berlin)

ワイマール共和制期東部ドイツの農業諸団体における反ユダヤ主義。

4 総括討論。

この会議にあっては、効率的農業生産を求めた世紀転換期の工業国の諸要請に、東部ドイツの農業家、わけても、大土地所有者がどのように応えたかという問題が、全体として多面的に討究されたと言いうるが、第一テーマのもとで取り扱われた論点は、次の三つに集約される。1. 東部ドイツ農業の実態。2. 東部ドイツ農業の発展をめぐる農政上の様々な構想。3. その実現をはばむ阻止要因。さて、初日の冒頭を飾ったハルニッシュの報告は、いわゆる農業国・工業国論争に焦点をあわせた。ハルニッシュは、「自由貿易か保護関税か」と

いう問題を係争点としたこの論争において議論的となったことは、なんら経済学上の問題ではなく、広範な住民諸階層の生活諸般に直結する利害関係であって、その解決は、国民経済のみならず社会構造全体にとってきわめて大きな意義を持った、と述べる。それは、内政をめぐる諸勢力の力関係と、東エルベにおける伝統的な農業的支配エリートの所与の優位とに対して重大な影響を及ぼさざるをえなかった。この社会=政策的爆発 (gesellschaftspolitische Brisanz) は、ハルニッシュによれば、従来ほとんど顧みられることのなかった論点である。彼は、これを、G. シュモラー、W. ロッシャーそしてL. プレンターノらの同時代人の論述を検討することによって跡づける<sup>3)</sup>。結論は、こうであった。該論争は、工業国路線がすでに不可逆となっていた時に始められた。しかし、それでもやはり、その意義は、東部ドイツにおける大土地所有の経済政策上の目的が擁護されたこと、かくして、既定の道程の貫徹とともに、ユンカーの経済的基礎の建て直しが無事果たされえた点に存したのである、と。

ヤツラウクは、19世紀末の農民に関するアンケート調査とは、農業の窮境に対する地主 (Agrarier) の猛烈な苦情と、国の援助を求める彼らの要求とをきっかけとして実施されたものであると指摘した。調査の主項目は、債権債務

3) ハルニッシュ報告では、同時代人 M. ヴェーバーの見地に対する詳細な言及は、残念ながら見られなかった。だが、われわれの視角からすれば、次のような錯綜した論点の関連が重要であると思われる。すなわち、こと世襲財産論の認識世界に即するかぎり、ヴェーバーが、「工業国」を過度に危険視する立場をしりぞけ、逆に、「小世襲財産」の形成に端的に示される「農業資本主義」の利害を最優先する保護貿易主義政策をこそ、徹底的に批判し去る強固な姿勢を示したことは、紛れもない事実である。しかし、だからと言って、ヴェーバーは、「大世襲財産」をいささかも指弾してはいないのである。彼にとって、「工業国」路線の推進と、「農業資本主義」的な「小世襲財産」の蔓延との両立は、絶対に不可能であり、かつまた断じて許すまじき事態でありこそすれ、「工業国」は、農業的大土地所有としての「大世襲財産」の存続とは必ずしも矛盾はしない。「大世襲財産」は、「農業資本主義」の最悪の虚栄の分子では全くない、と見なされているのである。「農業国・工業国」論争をめぐるヴェーバーのこの複雑な理解は、まだ、正当な評価を受けていないと言ってよいのではあるまいか。Vgl. Max Weber, Agrarstatistische und sozialpolitische Betrachtungen zur Fideikommißfrage in Preußen (1904), in: ders., *Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik*, Tübingen 1924, S. 391-393. なお、当該の論争を対象とした研究としては、Martin Steinkühler, *Agrar- oder Industriestaat: Die Auseinandersetzungen um die Getreidehandels- und Zollpolitik des Deutschen Reiches 1879-1914*, Frankfurt am Main 1992, が最新の業績である。

関係、農地の強制競売と分割地化 (Parzellierung) をして、生産と経営の実情等であった。地域史研究にとっても有用な、膨大な数量にのぼるこれらの原史料を基礎にしている当該のアンケート調査全体を分析し尽くした体系的な叙述は、まだない<sup>4)</sup>。しかし、これは、農業の実態把握、問題点の理論的洞察、そして実践的解決策の提言のいずれにとっても大いに役立つ基礎資料なのである。

ポメルンの土地所有便覧と地主住所録を分析したブーフシュタイナーは、一方において、1879年以降、農業生産における市民的 (bürgerlich) 大土地所有者の優越があり、それ故、資本主義的農業発展のいわゆる「プロイセン型の道」の経済的帰結の評価にあたっては、この点が当然、考慮に入れられなければならないとするならば、他方、1879年から1910年までの土地所有の増減の点では、貴族にとって有利な推移が見られたことをも示した。しかし、このあとの事実については、なお、以下の点に留意すべきである。すなわち、農業生産における貴族の比重の増大が明らかになったからと言って、それは別段、貴族的 (adlig) 大土地所有者の大半が、近代的な農業資本主義的企業家の類型を体現していたことを証明するものはいささかもない。この二つの事柄は全くの別物なのである。貴族的土地所有の増加という事態は、ポメルンにおけるグーツヴィルトシャフトの近代化と採算性の上昇とにとっては、負の作用を及ぼしこそすれ、なんら積極的な役割など果たしはしなかったのである<sup>5)</sup>。

エディは、プロイセン土地所有構造を分析するための方法論を問題にして、彼の言う新たな可能性、すなわち、統計的集団分析<sup>6)</sup> (Klumpenanalyse) の手法を提示する。彼によれば、この方法の利点は、異なった二州の任意の郡と郡との相違に比して、同一州の二郡間のそれの方がより大きいこともありうる事

4) さしあたり、*Bäuerliche Zustände in Deutschland*, Bde. 1-3, *Schriften des Vereins für Sozialpolitik*, Bde. 22-24, Leipzig 1883, の全面的な分析が、こうした研究の出発点となるであろう。

5) なお、ポメルンの大土地所有を対象としたブーフシュタイナーの最新の研究成果 (*Großgrundbesitz in Pommern 1871-1914. Ökonomische, soziale und politische Transformation der Großgrundbesitzer*) は、Akademie-Verlag より、近々公刊の予定である。

6) ブーフシュタイナーは、元来英語で Clusteranalyse と呼ばれたエディの手法も、ドイツでは、早くから知られていた統計的方法の一つである、と注釈している。

実が示される点にある。一方、農業構造上の違いの際立つ、たとえばザクセンとポメルンの二州について、大土地所有の似通った構成が認められたりすることもある。こうした集団分析は、比較経済史的研究 (die vergleichende wirtschaftsgeschichtliche Forschung) にとっても有用である、とエディは言明した。

ヘスは、大経営の経済状態を分析した。収益問題に着目する彼は、統計資料に依拠して、不況下にある農業大経営の危機という従来の定説の再検討を試みる。彼は、動植物生産の著増とその価格騰貴の傾向を確認した上で、不動産抵当負債額を調べても、とりわけて憂慮すべき事態は生まれていない。それどころか、かえって逆に、土地価格の不断の上昇と強制競売数の少なさは、良好な経済状況の証拠でさえある、と見なす。ヘスの結論は、帝制期東エルベの農業大経営について、持続的もしくは慢性的な構造上の危機を語ることは到底不可能である、という一点に集約された<sup>7)</sup>。

19世紀末から第一次世界大戦に至る時期のフィデイコミス問題を担当した加藤は、報告の前半において、M. ヴェーバーの世襲財産論を批判的に吟味した。加藤は、ヴェーバーの意図が、大世襲財産、すなわち、相当多数の合理的経営単位を具備して、イギリス世襲財産と本質的に同じ効力を誇る大土地所有を選別的に育成し、逆に、合理的経営とは言えぬ、狭義のユンカー的自己経営としての小世襲財産の解体・撤去を図ろうとする点にあると見、ヴェーバーは、こうした方向の中に、世紀転換以降期東部ドイツにおける農業・土地制度の、客観的に可能な最善の形成の道を求めていた、と語った。さらに、報告の後半で、加藤は、プロイセン世襲財産問題の歴史的意義を、具体的事例に即して追究し

7) ヘスの議論の詳細については、K. Heß, *Junker und bürgerliche Großgrundbesitzer im Kaiserreich. Landwirtschaftlicher Großbetrieb, Großgrundbesitz und Familienfideikommiß in Preußen (1867/71-1914)*, Stuttgart 1990, とくに、その E. Wirtschaftliche Lage des landwirtschaftlichen Großbetriebes und Großgrundbesitzes, *ebenda*, S. 215-316, を参照。なお、ヘスの著作の前半部分は、フィデイコミスの分析にあてられている。わたくしはすでに、ヘスのフィデイコミス理解に見られる無視しえぬ難点を、拙稿「ドイツにおける近現代土地制度史研究の新展開——『ベルリン会議』と K. ヘスのフィデイコミス論——」【*広島大学経済論叢*】第15巻、第3・4号、1992年、所収、において批判した。



た。ドイツ帝国主義が、国外の植民地獲得を目指ただけではなく、ドイツ国内にあって、ゲルマン系とは別の民族に属する大土地所有者の世襲財産にも狙いをつけていた史実の指摘が、そのさしあたっての分析結果であった<sup>8)</sup>。

ヴィアトロフスキーは、19世紀末から20世紀初頭期の農業大経営の歴史に関するポーランドでの最新研究に見られるその特徴的な傾向を報告した。彼は、ユンカーの農村労働者政策、大土地所有の発展条件、そして、その所有地規模の変化といったテーマを、最近の研究の主対象に挙げつつ、これに加えて、ポメルレン (Pomerellen) ・東プロイセンのような特定地方への地域史的関心の集中も著しい、と指摘した<sup>9)</sup>。

以上が、大会初日の報告要旨である。次いで、二日目の諸報告は、近代化の諸問題の検討にささげられた。まず、農学の発展とグーツヴィルトシャフトの近代化について、クレムは、19世紀後半における飛躍を検証した。農業生産の集約化の急進展が、その一大原動力である。農学の実務への応用がゆっくり進んだこと、また、その利用の実際を、各地域・経営諸層ごとに突きとめる作業は、至難のわざであること、この点については一定の留保が必要であるとした上で、クレムは、19世紀末をもって、農用地の集約的経営・収穫高の上昇・無機質肥料の大量投与・機械利用の普及、そして植物栽培の改良等の近代化の諸契機が基本的に日の目を見た一つの画期と見なした。最後に、クレムは、この

8) わたくしの報告は、拙著『ドイツ世襲財産と帝国主義——プロイセン農業・土地問題の史的考察——』勁草書房、1990年、を基礎にして行われた。

9) コッカは、ヴィアトロフスキーによる Helmut Bleiber 批判を好意的に紹介している。1970年に、ヴィアトロフスキーは、旧東独の一部の農業史研究に見られた次のような偏向、すなわち、「プロイセン型の道」に関するレーニン・テーゼの高圧的 (apodiktisch) 定式化の先走りというある種の理論偏重と、そして、これと裏腹の関係に立つ、具体的な社会経済史的実証分析の欠如とに対して、すでに警告を発していた。ヴィアトロフスキーは、報告においては、19世紀末期の東部ドイツ農業を、「危機」のもとにあったと見なすのか否か、という基礎的係争問題に関する自説の開陳を留保した。Vgl. Jürgen Kocka, Zur jüngeren marxistischen Sozialgeschichte. Eine kritische Analyse unter besonderer Berücksichtigung sozialgeschichtlicher Ansätze in der DDR (1972), in: Alexander Fischer · Günther Heydemann (Hrsg.), *Geschichtswissenschaft in der DDR. Bd. 1: Historische Entwicklung, Theoriediskussion und Geschichtsdidaktik*, Berlin 1988, S. 410f. Anm. 42.

近代化過程の推進に大いに与かって力あったグーツヴィルトシャフトの役割<sup>10)</sup>を高く評価しつつ、農業経営各層・個別経営の精細な地域史研究の必要性をも力説した。

これに対してアヒレスは、19世紀末以降のグーツヴィルトシャフトの近代化にとって、その経営上の手本など、もともとありはしなかったと断言する。第一に、農業経営学は、第一次世界大戦期に至るもなお依然として、明確なヴィジョンをイメージした近代化の理想像を提示しえなかったからである<sup>11)</sup>。第二に、農場所有者にあっては明らかに、官僚的要求思考が支配的だったのであり、彼らは、敢然たる資本家的企業家精神の体現者では毫もなかった。それ故、資本主義的農業という表現を彼らに当てはめることがはたして適切かどうか。この点には、最初から疑問が残らざるをえないのである。

メルルは、東エルベでは、南西ドイツに比して、協同組合運動の開始が遅れたこと、そのメンバーの顔ぶれも南西ドイツとは別物であったことを指摘した。東エルベにあっては、明らかに大土地所有者の比率が高いのである。さて、化学肥料や強化飼料の普及に示される農業進歩の点でとくに大きな成果を挙げたのは、酪農・畜産協同組合だったと目される。これに対して、1896年以来、農業者同盟によって運営されてきた協同組合では、既存の組合に較べるとはるかに攻撃的な言動が目立ったのであるが、その固有の目的を達したとは言いがたい<sup>12)</sup>。

10) この点に関連して、わたくしは、「ドイツ大土地所有の近代化促進の効用」という仮説を立て、これを指示する「M. ヴェーバー＝H.-H. ミュラー的視点」の意味を熟慮すべき必要性を問題提起した。クレム報告は、わたくしのこの見地に基本的に合致する。前掲拙稿、『土地制度史学』論文、55ページ、拙稿「ドイツ農業・土地制度史上の二つの問題について——GutsherrschaftとDomänenpächter——」【広島大学経済論叢】第17巻、第1号、1993年、所収、204ページ、参照。

11) 当時の農業経済学が、その理論的展開のためのおもだった材料を地主経営（Gutsbetrieb）に求めていたことと、地主経営と農民経営が大きく異なることを、アヒレスは強調した。わたくしは、氏の基本的立脚点が農民（経営）のそれであろうと推測した。アヒレスは、また、農業史研究への近代化理論の適用に「単純化」の嫌いを見出だし、この傾向を鋭く批判する。氏が提出する諸問題は、発展の見地に立つ者にとっても、貴重であろう。けだし、一つ一つの論点と批判的に格闘し、これに丁寧に答えていく反論を怠らない努力を通じて、自らの理論をより精緻に鍛え上げ、それを、一元的・単線的発展論の「単純化」から救い出すより確実な道が開けるに違いないからである。

シュテピンスキーは、1914年前のプロイセン領ポーランドにおけるドイツ化政策の帰趨を問題にした<sup>12)</sup>。1886年の植民法に関して、それは、苛烈な民族闘争が生んだ反ポーランド人的な措置であったと強調する研究もあれば、他方、プロイセン植民政策により作り出された農民的土地所有構成を肯定的に評価する、内地植民の弁護論もある。この研究史を踏まえた上で、シュテピンスキーは、とくに、ポーランド側の土地分割協同組合の活動を強調し、それが買い占めたのはおもにドイツ人の土地だったと述べた。ポーランド人の組合が実行した土地取得と農場切り取り (Güterschlächter) のための資金源については、なお、以下の点が検証されなければならないであろう。すなわち、いったい、ドイツの銀行は、その顧客の民族的な氏素姓などいささかも意に介さなかったのであって、それは、ポーランド人の市場をめぐり激しい競争戦を展開したのか、それとも逆に、ドイツの信用組織は、活動のナツィオナルな基準を設けていたのか、という問題がそれである。

農業近代化の諸要因を継続議題として、二日目午後の議事は、ミュラー報告によって再開された。二日目の前半で中心的に取り扱われた問題が、主として、理論的な手かかりと所与の諸前提だったとすれば、午後の部においては、現実の近代化過程を実証することに力点がおかれた。ミュラーは、東エルベ農業における農学インテリ・グループの役割を問い、農場支配人と借地人に着目しつつその豊富な実例を披瀝して、両グループの地位と機能を特徴づける。農場支配人として活躍した代理人 (Administrator) あるいは農場監督 (Inspektor) とは、貨幣報酬ないしは利潤の分配とひきかえに、地主農場の経営 = 会計実務のために働く、農業大経営の管理人である。進取の気風に富む彼らのすぐれた業績は、高い教育水準、地主との良好な人間関係、そして、企業家的な経済感

12) 協同組合は、中・小経営の維持を槓杆として、近代化過程を遅らせ、その安定化に繋がったことにより、結局、近代化の社会的費用の削減に寄与したとするシュレムマーのテーゼについて、メルルは、自説の旨明を慎重に避けた。

13) 世襲財産問題との関連で、わたくしは、すでに、拙著、第四篇、第七章、二 第一次大戦前ポーゼン州における「闘争政策」の展開と「土地収用法」において、シュテピンスキーが取り扱った問題について詳述した。

覚等の成せるわざであった。次に、借地人は、土地取得を回避して、経営資本を農業につぎこみ、自立的経営を実践する。この階層は、利潤獲得を目的とする企業家にほかならず、その教育水準も支配人同様すぐれて高い。彼らは、おしなべて経済的にはリベラルだが、政治的には保守的だった。ミュラーは、借地人のなかでもとりわけ御料地借地人が、プロイセン農業の進歩に寄与した能動的な役割を力説した。ミュラーは、これらの具体的実例を、永年にわたる地道なアルヒーフ・アルバイトによって裏づけた。徹頭徹尾実証に沈潜して初めて成しうる、説得力に富む見事な報告であった<sup>14)</sup>。

ドイツ農業協会について報告したヘルマンは、それがもともと、全ドイツの規模での農業の発展を目的としていた組織でありながら、その活動を見ると、そこには、あからさまな地域的方向性、すなわち東部ドイツの特別視が看取されると語った。ヘルマンは、この点を、協会メンバー中に数多くの東エルベの農業家が存在すること、協会がポメルンと東プロイセン等で機械の検査を実施したこと、東エルベの諸都市において協会主催の巡回展覧会が何回か開かれたこと、によって検証した。ホイス (Theodor Heuss) は、当該の協会を「農業思想の参謀本部」<sup>15)</sup>と呼んだ。

民俗学者ヤコバイトは、進歩と伝統のはざまに揺れる農民の地位に省察を加える<sup>16)</sup>。彼は、技術進歩により呼びさまされた農民生活の変化をめぐる問題性

14) ここで、以下の説明を補足しておきたい。「農業の資本主義的再生産のうちに進行するところの、土地所有と経営 (資本主義的農業生産) との分離によるいっさいの資本主義的私的諸土地所有の、厳密な意味での近代的土地所有への転化、これが、土地所有のブルジョア的改造——ブルジョアの土地変革の第三の契機として現れる」。尾崎芳治「ブルジョアの土地変革の理論」同『経済学と歴史変革——労働指揮権としての資本・生活意識・土地所有——』青木書店、1990年、所収、同上、362ページ、傍点引用者。先の註10)において指摘した「ヴェーバー＝ミュラー的視点」が含意する理論的内実の一枢要点は、尾崎氏のいわゆる「ブルジョアの土地変革の第三の契機」である。

15) ホイスのこの文言は、大会の際配布されたヘルマンの報告レジメから引用した。

16) 民俗学 (Volkskunde) の研究史に関する簡便な概観として、さしあたり、Ian Farr, 'Tradition' and the Peasantry: On the Modern Historiography of Rural Germany, in: Richard J. Evans and William Robert Lee (eds.), *The German Peasantry. Conflict and Community in Rural Society from the Eighteenth to the Twentieth Centuries*, London · Sydney 1986, pp. 9-11, を参照。

を分析する。農業技術振興機関にあっては、その規約・創設メンバー・幹部構成を一見すればたちどころに読みとれるとおり、大経営優遇の傾向が明確であった。さて、1918年後のドイツ農業の再建とアウトルキーの樹立のためには、大経営のみならず、有為の中小農民経営が必要視されざるをえなかったのであるが、これら中小経営の経済的効率を支える農業工学的諸前提が確立していたわけでは必ずしもない。むしろ、農民たちは、その労働の維持と軽減に関しては、手仕事用器具の改良に専念することで対処しようとしたのである。こうして、従来の伝統的な労働方式への農民の外見的固執という事態が帰結される。他方、農民が、機械化とこれによる労働軽減に対する願望、そして、自余の社会環境に適合した労働・生活様式を求める欲求を持ちあわせていたことも、看過しえぬ事実である。ヤコバイトは、この点を、トラクター導入の経過で例証した。

ロックは、ブランデンブルク農業を分析して、三つの基礎過程を明らかにした。1. 作業機械の刷新 2. 電気エネルギー利用の開始 3. 自動鋤とトラクターの使用。次に、ロックは、その広範な一般的利用の阻止要因を指摘して、次のように述べた。電気代と機械の仕入れ費用が高かつたので、農民経営では依然として、筋力を頼りとするほかなかった。この点を認めた上で、ロックは、技術的進歩に適応しつつ行われた機械化の進展を、農村民の流離と国際的競争という困難に直面していたブランデンブルク農業にとっての、一つの重要な安定化戦略と見なした<sup>17)</sup>。

17) ロックは、代代の Amim 伯爵家によって所有された Boitzenburg 所領の分析を続けている実証史家で、その時期的対象は、およそ、1800—1914年である。1833年と1855年に家族世襲財産化されたこのボイツェンブルク所領の近現代史的展開は、われわれの問題視角から見ても、きわめて興味深い。当該の所領の資本主義的経営への移行とその前史を精査したハルニッシュェのかつての力作、*Die Herrschaft Boitzenburg. Untersuchungen zur Entwicklung der sozialökonomischen Struktur ländlicher Gebiete in der Mark Brandenburg vom 14. bis zum 19. Jahrhundert*, Weimar 1968, は、旧東独の農業・土地制度史研究が生んだ最高成果の一つに数えられよう。なお、Heinrich Kaak, *Die Gutsherrschaft. Theoriegeschichtliche Untersuchungen zum Agrarwesen im ostelbischen Raum*, Berlin · New York 1991, S. 267-275; *Übersicht über die Bestände des Brandenburgischen Landeshauptarchivs Potsdam, Teil I, Behörden und Institutionen in den Territorien Kurmark, Neumark, Niederlausitz bis 1808/16*, Weimar 1964, S. 327-333, 参照。

ラウプナーの副報告は、オーバー・シュレージエンを対象とするものであった。現在利用可能な資料の性格上、報告の結論は一種のアナロジーとなるほかないと留保しつつ、ラウプナーは次のように述べる。1,000ヘクタール以上の巨大経営における機械利用の水準から推して、その多くがフィデイコミスであったマグナーテン農場での機械化の進展は、著しかったと見られる。次いで彼は、当該の大農場における土地所有の独特の利用形態に注目する。それは、地下資源の採鉱と森林経営に基づく原材料、とりわけ木材の加工である。ラウプナーは、ここでの大土地所有と工業の結合を、近代化の変種の、おそらくは最良のものであろうと高く評価した<sup>18)</sup>。

大会三日目には、午前の部で、東部ドイツ農業における反近代主義を共通テーマとして三つの報告が行われた。ピュータは、1918年に至るまで、大土地所有が、国と地方のいずれのレベルにおいても、租税上の優遇措置を得ていた実態を明らかにした。この点では、農業に課されるべき重要な租税を徴収する際の不備と租税額の決定に対する農場所有者の直接的な政治的影響力の行使とが、重要な意味を持った。ワイマール期にあっては、インフレーション終熄後

18) 住谷一彦氏の近説、「ゾムバルトとヴェーバー——『ブルジョア』をどう読むか——」『国際関係学研究』（東京国際大学大学院）第6号、1993年、所載、は、この点との関連において、すぐれて示唆に富む。住谷氏は、M. ヴェーバーの『経済と社会』の「オイコス (Oikos) への発展」を対象とした一節について、次のような引用を行っておられるからである。「……産業的大経営の創造は、そのような経営を併合したオイコスのヘルを、資本主義的企業にきわめて接近させるか、完全に転形させることがありうる」。M. Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft. Grundriss der verstehenden Soziologie* (1922), 5. Aufl., Tübingen 1985, S. 232, 傍点引用者。「ヴェーバーは、オイコスの基盤上に成長する企業経営の一典型を、シュレージエンのシュタロステン工業 *Stärosten-Industrie* にみている」のである。住谷一彦、同上、12—13ページの註12)を参照。

それ故、次のように言って大過ないのではあるまいか。シュレージエン・マグナーテンのフィデイコミス農場で展開したシュタロステン工業としての農工複合体 (Agrarindustriekomplex) は、「近代化の変種の最良の一形態」にはかならない。よし、それが「領主的生産者類型」であるにせよ、この類型は、もはや「半封建的」なものでは必ずしもない。なるほど、かつて「前近代的・半封建的」であった「領主的類型」の、「近代的・資本主義的」なそれへの発展の傾向は、あたかも「『小世襲財産』の有害性 (不合理なもの) の『大世襲財産』的有効性 (合理的なもの) への転化の傾向」さながらに、「一つの逆説ではある。しかし、それはやはり、ドイツ全体のブルジョアの発展傾向を色づける事態適合的な特殊の一契機にほかならぬものなのであった」。前掲拙著、180—181ページの註65)参照。なお、「近代的な『領主的生産者類型』という範疇規定については、同上、205ページの註34)を見よ。

新たに導入された租税が、経営費の重要な一項目を成すと見なされた。これは、結果的に減益につながっていった。このことが、大土地所有者にとっての由由しい経済問題を直接生んだとは言えないにしても、1930年代初めの東部ドイツにおける大多数の大経営が、経済的苦境に陥っていったことの一因となったであろうことは、想像に難くない。租税問題をめぐる当該時期の紛争とその解決の仕方は、ピュータによれば、声高に叫ばれた様様な利害の対立という局面から、法律違反もものかは、ある特定の利害に組みする立場を極限まで突きつめてゆく段階へと至る移行の一指標であった<sup>19)</sup>。

フレミングの報告要旨は、以下のとおりである。農場に定住する日雇い労働者 (Tagelöhner) とグーツヘルとの利害共同態は次第に解体してゆき、経済外的強制を脱した即物的な雇用・被雇用関係に転化しつつあると、農村労働者の状態に関する1890年代のアンケート調査を分析した M. ヴェーバーは結論づけた。しかし、農場所有者ではなく、牧師がアンケートに答えた別の調査報告もあれば、農業会議所が実施したまた別の報告書もある。これらの調査によれば、ヴェーバーの先の見解とは少しく趣を異にして、農村での人間関係はすぐれて協調性に富み、都市におけるよりもはるかに安定的で良好ということであった。フレミングは、農村民の離脱とこれへの地主の対抗措置とを引き合いに出して、先に示した後者の主張に対する反証を挙げる。ターグレーナーの生活状態は低下し、社会的不安が増大した。働き口の便益を供与される点でも、さらには、警察や保健所の世話を受けるという意味においても、農村労働者は、一箇の政策対象と化すほかなかったのである<sup>20)</sup>。

19) ピュータは、近刊書 *Landwirtschaftliche Interessenpolitik im Deutschen Kaiserreich. Der Einfluß agrarischer Interessen auf die Neuordnung der Finanz- und Wirtschaftspolitik am Ende der 1870er Jahre am Beispiel von Rheinland und Westfalen*, 1991, の著者である。

20) 筆者が、当初、ライフ教授より受け取った大会プログラム案によれば、渡り労働者のみならず、定住労働者 (die seßhafte Landarbeiterschaft) の問題も報告テーマに掲げられており、その担当予定者は、旧東独の Hainer Plaul 氏であった。わたくしは、農村労働者の在り地 (Bodenständigkeit) と彼の自由とを調和させる唯一の契機を零細地小作 (Parzellenpacht) に見出した M. ヴェーバーの所説と、これに加えて、工業労働を担ういわゆるシュレーバー・ゲルトナー (Schrebergärtner) 層の零細地小作が、ドイツ帝国主義転化のための構造的基盤とノ

大会報告の掉尾を飾ったのは、主宰者のライフ自身であった。ライフは、帝国土地同盟 (Reichslandbund) の機関紙とその他の農業専門紙を分析して、ワイマール期の反ユダヤ主義を追及した。1921年まで存続した農業者同盟の機関紙に、狂信的な反ユダヤ主義の論調が見られたことは、紛れもない事実である。だが、帝国土地同盟の中央機関紙には、反ユダヤ主義の論説はほとんど載らなかった。農業の利害を代弁するという全農業地域に共通して必要な公分母を作り出すことが、その当面の課題だったからである。1925年後の時局においても、同盟の地方紙にすら、反ユダヤ主義の言説はほとんど現われずじまいであった。これに対して、国粹的ないしは人種的見解の流布に努めたのが、ドイツ貴族新聞とドイツ青年農民の二紙だった。ライフは、ここに、世論操作の分業関係を見出だす。後者にあつての経済的反ユダヤ主義は、農業が脅かされた地位に甘んじているというある種の被害妄想の表現であったが、これは、農業諸団体の当事者として、さもありませんと思わしめる道具として役立ったのである<sup>21)</sup>。

### III 討論の要点

各報告の直後も、また、最終日後半の総括討論の際にも、巨細の別なく、きわめて批判的な意見が飛び交ったが、討議の内容は、およそ四つの問題群に大別されうる。

- 20) としての歴史的意義を担った点を示唆するヌスバウム (Helga Nussbaum) の見地とを、二つながらに実証的検証にふす貴重な手がかりが、ブラウル報告から得られるのではないかと大いに期待していただけに、これが行われずに終わったことを残念に思う。仄聞するところによれば、ブラウル氏は、ドイツ再統一後、研究意欲を急速に沮喪させたとのことである。ここにも、ドイツ統一の悲劇のひとつこまが垣間見られるように思われる。なお、M. ヴェーバーと H. ヌスバウムの議論については、前掲拙著、23ページの註79)、100-106、170-171ページを参照。
- 21) ライフ報告は、ワイマール期の反ユダヤ主義の分析に関する貴重な実証的貢献である。今後、反スラブ主義 (Antislawismus) との相即不離の関係、そして、反民主主義 = 反社会主義・イデオロギーとも合体した「イデオロギー複合体」Ideologiekonglomerat の中での反ユダヤ主義の位置づけ等の問題が、究明されなければならないであろう。Vgl. Wolfgang Wippermann, Probleme und Aufgaben der Beziehungsgeschichte zwischen Deutschen, Polen und Juden, in: Stefi Jersch-Wenzel (Hrsg.), *Deutsche-Polen-Juden. Ihre Beziehungen von den Anfängen bis ins 20. Jahrhundert*, Berlin 1987, S. 32, 38.



### 1. 農業国・工業国論争

Willi Boelcke (Stuttgart) は、当該の論争がもたらした帰結はなんであったのか。そして、この論争があったことは、当時のドイツ社会において、いったいどの程度まで知覚されていたのか、と問うた。この問いに対する確定的な解答は、結局語られずじまいであったが、トイテベルクは、論争の意義を明らかにするためには、工業さらには国家と農業との関係、国内市場の構想をめぐる農工両部門の調停等の問題領域が、もっと深く分析されなければならないと小括した。

### 2. 帝制期東部ドイツ農業の経済発展全般、とりわけ危機の問題について

Josef Mooser (Bielefeld) は、経済的危機など存在しなかったと見なすヘスの主張に対する疑念を表明した。いったい、ドイツ農業は、当時、どのような危機を実際に経験していたのか。モーザーは、巷間議論されることの多かったこの危機の問題とは、単なる悪しきイデオロギー上の語り草にすぎぬものだったのではなく、現実的な基礎に根ざしていたに違いないと言う。彼は、なかんずく、ヘスが無視した労働者問題における社会的・経済的困難を重視した。これに対して、トイテベルクは、狭義の経済的危機を疑問視する。彼にとっては、むしろ、近代的工業国が農業に対する競争戦に勝利を収めたと人人が認識したことそのものなかに、固有の危機が宿る。この危機の経験は、経済のみの局面、つまりは工業経済と農業経済の関係だけに還元されうるものではない。人人の生活形態と文化こそが問題だったのである。

ブーフシュタイナーは、ヘスの立論が、1890年代の調査報告のみに基づく分析であること、そして、ドイツ帝国全体の統計数値に依拠している点を指摘しつつ、ヘスが追った発展の帰結を問うた。氏の発言要旨は、こうであった。主として農民的土地所有により特徴づけられる南部・西部と、大土地所有が支配的な東部とのあいだには、1ヘクタール当たりの収穫高を見ると、1890年代の半ばに至るまで、前者優位の大きな較差が存在した。大農場経営で実施された生産の集約化の結果、逆の展開が示され始めるのは、ようやく1890年代に入っ

て以降のことなのである。さらに、アヒレスは、負債統計の欠点を批判し、シュレムマーは、収支計算の対照を、危機か否かの判断の基準に用いるヘスの方法に賛成した。大経営の収益率の計算方法に関しては、ミュラーが、蒸留酒製造業を考慮に入れることが非常に重要であると指摘した。

プーレは、農業の危機という概念を用いることは妥当でなく、その構造的衰退こそが問題にされるべきであるとした上で、発展の見地をとる加藤の理解に批判的に言及した。ハルニッシュは、ある種のフィデイコミスが担った積極的役割を肯定的に評価しようとする加藤説に異議を唱えて、その消極的性格を強調した。ユンカー論に関しても、ハルニッシュは、加藤の見解を批判して、ヴェーバーの認識について言うと、ユンカーは「生きるか死ぬかの経済的闘争」の危機の渦中にあったと把握していた点が、基本的に重要だったはずであると発言した。

### 3. 近代化過程の諸問題

ケレムが示した農業教育の向上という事実に関して、アヒレスは、次のような補足説明を行った。すなわち、大学教育を受けた専門家が農業経営の実務の道に進んだ例は皆無ではないにせよ、それほど一般的ではない。概して彼らは、農業団体や協会に職に就くか、もしくは、巡回教師として活動することが多かったのである、と。プーフシュタイナーは、ミュラーが積極的に評価したペヒターの状態と、悪くない借地条件にもかかわらず、1890年代末以降、大経営の借地関係はむしろ後退していると指摘した。

機械化の進展について、アヒレスは、ドイツ農業の階層別経営構造それ自体のなかに、その決定的な阻止要因を見出だすのであるが、ベルケは、Hofの機械化がFeldのそれに比して、はるかに遅れをとったのはなぜかとの論点を提起しつつ、これは、経営構造によって説明されるのではなく、むしろ、技術と費用上の問題が主因であろうと示唆した。プーレは、機械化の進展がきわめて緩慢だったことに注目して、その原因を問うた。さらに、彼は、東部ドイツ農業にあって、近代的なものとはいったい何であったのかとの根元的な問いを

投げかけた。プーレによれば、近代的農業とは、北西ドイツの畜産や甜菜糖ベルト地帯 (Zuckergürtel) のような特産物生産地域においてのみ見出だされるにすぎぬものなのであった。

ライフ報告に対して、トイテベルクは次のようにコメントした。農村の反ユダヤ主義について言えば、その概略に関する説明の手がかりさえまだない。注意されるべきは、おそらく、二重の意味での文化的遅滞 (cultural lag) であろう。すなわち、一方は、都市と農村とのずれであり、もう片方は、農業における大変化と農村居住民が抱く遅れた集団意識との相違である。農村に対する都市民のさげすみの念が、農村の反ユダヤ主義を著しく強烈なものにしてしまったことの一つの根源だったのではあるまいか。トイテベルクは、イデオロギー概念に頼ることなく、前望的諸力と守旧的なそれとを区別する工夫が必要であると提唱した。

プーレは、近代化概念の理論的洞察とそのクリテリアを問題にする。プーレによれば、近代化とは、単線的なものではなく、種類の領域において複線的に進む過程である。すなわち、それは、経済のみならず、社会、政治、文化等の様々な領域にまたがる複合的な構成要素を包括する。プーレは、比較の基準となりうるモデルとして、官僚化・工業化そして民主化の三つの概念装置を設定する。かてて加えて、そもそも近代化とは、誰のための近代化であって、それには、どのような代価が支払われたのか、が問われなければならない。近代化という過程は、農業と工業・政策・国家との関係、生産特化による農業の構造改善、経済的損失の政治的埋め合わせの程度といった諸側面に即して究明されなければならないのである。

トイテベルクは、プーレ説に基本的な賛意を表しつつ、プーレの示す比較の三基準に加えて、コミュニケーションの国営化と大量消費の実現の二要因を挙げた。トイテベルクの議論は、さらに、農業・土地制度史家が使う比較の基準は、本来、厳密な地域史的考慮に基づいて選定されるべきものであることの指摘に及んだ。他方、国家干渉の実態を把握する作業もきわめて重要であって、

トイテベルクにとっては、この国家干渉の機能と作用に関する予備知識を集成することが、不可欠の前提である。いったい、国家干渉によって、新たな秩序をもたらすか、あるいは、革新的な変化を解き放つかした方向での保護が行われたのか、そうではなくて、逆に、ある特定の生産形態が、断末魔に至るものお固く化石化されてしまっていたのか、という点が解明されなければならない。後者の方向が集中的に追求されたとすれば、その時には、反近代主義のドイツ的特質が帰結される幕切れを迎えることになったであろう。そのかぎりでは、そもそも「近代化」概念それ自体のなかに、一抹の不安材料が宿る、と言わざるをえないのである。

ハルニッシュは、農業近代化を、重層的でひずみのある、のろのろと進む(gebremst)過程と捉える。このような特徴をもたらした雑多な諸要因は、ハルニッシュによれば、農村民の流離・都市化・ナツィオナリスムス・教養市民層の文化批判・東部ドイツの過疎化・土地国有化の動き・農業ロマン主義の強まり・軍事力拡充に対する重大関心等である。さらに、農業への工業の影響とともに、農工間の協力という論点も、これに加味して勘案されてしかるべきであろう。

#### 4. 成果と課題

Rudolf Berthold (Berlin) は、東部ドイツ農業の近代性に関する今回の議論を通じて明らかにされたことと、不分明なままの問題との両面がある、と述べる。後者を解明する決定的な手がかりは、おそらく農業経済学に求められうるであろう。近代化を評価する際の軸点として是非とも利用されるべきは、少しく専門的(partiell)になりすぎる嫌いはあるにせよ、やはり、農業経済学の基本的な近代化概念なのである。アヒレスは、これに異を挟む。1880年以来、国は、関税によって、農業生産の前提となる必須の諸条件を整えてきていたのであるから、経済的な次元のみに限定した考察は、もはや可能ではないのである、と。

ハルニッシュは、農村社会構造史としてのアグラール・ゲシヒテを提唱する。

大会で取り扱われた時期の農業経済をめぐる多くの問題は、社会構造政策上の諸問題と密接不可分の関係に立つことが判明した。われわれが目指すべき新しい地平は、社会構造政策 (Gesellschaftspolitik) としての農業・土地政策の分析にこそ求められなければならない。

Dirk Stegmann (Lüneburg) の主張はこうである。もとより、農業近代化とは、認識不可能な契機ではありえないが、はたしてそれがどの程度まで進展したのかという点の判定は、必ずしも容易ではない。近代化の進み具合を精確に測るための一つの有力な方法は、国際比較であろう。また、東エルベの大農場が改良 (Veredelung) への移行の道を本当に辿ったのか否かという問題は、シュテークマンにとっては、依然として未解決である。1918年に至るまで、国は農業を最大限操ってきた。農業になお残されていた自主的努力の余地は、いくばくもなかった。政治的近代化は、ドイツではほとんど存在しなかったも同然であったし、保守改良主義 (Reformkonservatismus) は弱体のままであった。もしかすると、その点に、農業における保守改良主義も弱かった一因があったのかもしれない。1918年後になると、改革がそれほど進まなかった農業と政治の両分野における二重の危機という事態に立ち至る。国の保護が、突如として、なんらの埋め合わせもなく打ち切られたためである。こうして、東エルベの農業生産者は、1920年代には、耐えがたい新手の危機の渦中に身をさらす結果になったのである。

Bo Stråth (Gothenburg) は、農村における様々な生産者グループが持った合理性に注目して、それぞれが示した苦境への適応戦略とともに、国・工業・工業国との彼らのスタンスの置き方の違いをも視野に収める観点が必要であると発言した。彼は、さらに、農村社会構造 (Agrargesellschaft) の発展を国際比較の視角から見る重要性を説いた。

シュテピンスキーは、農村発展を説明する重要な一契機として、貴族の役割を挙げ、1895年後におけるその強化と農村住民への影響という事実を強調した。アヒレスは、帝制期アグラール・ゲシヒテの固有の課題に関しては、経営と市

場経済,そして,イデオロギーとエリートとをめぐる社会関係の三者が区別されなければならないとした上で,それらの総合の追究を提唱し,また,トイテベルクは,新しい農業史研究の中心的な課題の一つに,都市化過程の分析を挙げることができると述べた。

総括討論においては,さらに,次のような複数のテーマ,すなわち,農業信用組織・保険組織・通信網の整備・農業の官僚支配・農村の日常生活(Lebenswelt)・婦人の地位,そして,農民の家政が,まだ未解決の課題にとどまっていることが指摘された。最後に,主宰者のライフが,当大会は,アグラール・ゲシヒテ研究にとっての新たな出発点を切り開いた建設的な学会だった点で,すぐれて画期的であると評価して,三日間にわたる大会を締め括った<sup>22)</sup>。(1993. 7. 18. 脱稿)

---

22) なお,本学会の諸報告は,すべて,1993年秋,ベルリンの Akademie-Verlag より刊行される H. Reif (Hrsg.), *Ostelbische Agrargesellschaft im Kaiserreich und in der Weimarer Republik. Agrarkrise, junkerliche Interessenpolitik, Modernisierungsstrategien*, に収録の予定である。